



議員活動誌 パソコン版も合わせてご覧ください → 検索サイトで「やまさきゆうじ 京丹波町」ご検索ください  
日々の議員活動をブログで綴っています ☆ 訪問者数 147万IP-毎月約1万5000人 472万PV

12月議会（令和4年第4回定例会）は、12月2日（金）から12月16日（金）までの15日間、開かれ、町職員・会計年度任用職員の給与、町職員の定年延長、常勤特別職・議会議員の期末手当に関する条例改正や、町うち緑の交流空間施設の設置および管理に関する条例、一般会計ほか補正予算、シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外を求める意見書ほかを審査しました。なお、審議の概要および議決結果については、『議会だより』をご覧ください。

**一般質問**  
◎12月議会では11人が一般質問を行いました。◎本紙面では、私の一般質問に関して、詳細にふれていきます。

**▼消防団員等の年額報酬引き上げを**

山崎裕二 地域防災力・地域の安全などにおいて、消防団が担っている中核的な役割や社会的意義として、具体的にどのような点があると考量しているか。  
町長 消防団は消防組織法にもとづき、各市町村に設置される消防機関です。地域における消防・防災のリーダーとして、地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っていただいています。実際、自分の地域は自分たちで守るといった崇高な理念のもとに、団員のみならずは生業をもちながら、献身的にがんばっていただいています。火災時には、京都中部広域消防組合と連携した消防活動をしていただいております。大雨、台風等による災害発生

時に出勤していただき、巡回や声かけによる避難誘導、災害発生現場の応急対応をいただいています。日常的にも、火災予防啓発や有事に備えた訓練を実施していただいています。こうした取り組みにより、地域住民の安全確保に、大きな貢献をいただいていると認識しています。  
山崎裕二 町において、目下、消防団 団員 階級の者（以下、団員）は何人が。  
課長 本年4月1日時点で、596人です。  
山崎裕二 本年1月18日の消防庁による通知「地域防災力の中核となる消防団の充実強化について」（以下、通知）において、（人口にもとづく）標準的な団員数は、段階補正および密度補正Iによる補正後人口にもとづいた団員数として、消防費に関わる基準財政需要額について、単位費用、主要な補正係数の概要と補正後人口および町における標準的な団員数は何人か。  
また、団員数は、標準的な団員数の約何倍になるか。  
課長 消防費に係る基準財政需要額について、まず単位費用は1万1500円です。主要な補正係数としましては、人口規模によるスケール

メリットを反映した段階補正係数、人口密度が低くなるにしたがって行政経費が割高になることを反映した密度補正I係数があります。  
また、補正後人口については、測定単位である令和2年国勢調査人口1万2907人に、段階補正係数1・784と密度補正I係数1・171を乗じた2万6963人です。標準的な団員数については、標準団体の団員数478人を人口10万人で除した数に、補正後人口を乗じた129人です。  
したがって、団員階級の者の数596人は、標準的な団員数129人の約4・6倍になります。  
山崎裕二 通知では、消防団の充実強化に向け、今後、特に重点的に取り組んでいただきたい事項として、年額報酬等の処遇改善を掲げており、同通知で求めた団員の年額報酬単価を標準額へ引き上げた際の課題を克服できるよう、本年度より、基準財政需要額の算定において、標準額支払団員数を用いた補正係数に関する規定（密度補正III）を新設（本年7月26日公布・施行）し、普通交付税に係る

▼京丹波町消防団 団員の年額報酬に係る措置額のイメージ  
消防庁通知「地域防災力の中核となる消防団の充実強化について」ほかより 山崎裕二作成

団員階級の者の数: ① 596人	団員階級の者の年額報酬単価: 1万7000円
標準的な団員数: ② 129人	財政力指数: ③ 0.275
※ 団員階級の者の数(=右下の図では、標準額支払団員数)が、標準的な団員数の約 4.62倍 ≧2倍の場合⇒⑤rは上限の2倍で算定 >2倍の場合⇒特別交付税措置あり	
①	②
標準額支払団員数を用いた補正係数に関する新設規定 適用なし	標準額支払団員数を用いた補正係数に関する新設規定 適用あり
年額報酬支払総額: ④ 約1013万円 〔①×単価(年額:1万7000円)〕	年額報酬支払総額: ④' 約2175万円 〔①×標準額(年額:3万6500円)〕
基準財政需要額: ⑤ 約470万円 〔②×標準額(年額:3万6500円)〕	基準財政需要額: ⑤' 約1210万円 ※※ 〔⑤+⑤r+⑤s〕
普通交付税: ⑥ 約340万円 〔⑤×(1-財政力指数)〕	普通交付税: ⑥' 約1080万円 〔⑥+⑥r+⑥s〕
特別交付税: ⑦ 約270万円 ※ 〔(④-⑤)×0.5〕	特別交付税: ⑦' 約620万円 ※ 〔(④'-⑤'-⑤s)×0.5〕
合計: ⑧ 約610万円 〔⑥+⑦〕	合計: ⑧' 約1700万円 〔⑥'+⑦'〕
支払総額との差額: ⑨ 約403万円 〔④-⑧〕	支払総額との差額: ⑨' 約475万円 〔④'-⑧'〕
※ 特別交付税に関する省令 第5条第3号イ事項28より ※※ 普通交付税に関する省令 第9条新設分含む	

地方財政措置を大幅に拡充している。その概要は。  
課長 本年度より、消防費に係る密度補正III係数が新設されました。団員階級にある者1人あたりの年額報酬標準額3万6500円に、被服費などを含めた約5万8千円について、標準額支払団員数などを用いた算式により、算定した率を反映した内容になっています。  
山崎裕二 消防団員等公務災害補償等共済基金負担金として、前年度の10月1日現在の消防団員等の条例定員にもとづいて、町が拠出している公務災害補償および退職報償金の支給に係る掛金「団員等1人あたり1900円+1万9200円」の額は、来年度以降、いくらの減となるか。

裏面もご覧ください

# 表面もご覧下さい

**課長** 来年度の消防団員等公務災害補償等共済基金への掛金支払額は約1798万円の予定で、今年度比で105万5千円の減額となる見込みです。

**山崎裕二** 町特別職報酬等審議会における答申や消防団への意見聴取（ヒアリング）などをふまえた上で、町消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例を改正し、団員の年額報酬を標準額である3万6500円へ引き上げすべくでないか。

**町長** 本町消防団員の処遇改善に向けた必要な措置と取り組むべき事項についての検討を行うために、審議会に對しまして、年額報酬の額の改定に関する事、また、出勤報酬の支払いに関する事、そして、それらの開始時期に関する事について、諮問を行いました。今後、審議会からの答申内容をふまえ、団員の年額報酬額改定の有無と改定する場合の時期を決定し、必要な条例改正を行いたいと考えています。

**山崎裕二** あわせて、団員より上位階級の班長「年額報酬条例単価…2万5千円」などについても、業務の負荷や職責などを勘案し、団員報酬標準額と均衡のとれた額とすべきではないか。  
**部長** 団員のほか、副分団長と班長についても、国が示す

標準額を下回っています。それらの階級についても、審議会でご協議いただきまして、答申をいただく予定ですので、その内容をふまえ、改定の有無、額や時期などについて、決定をしたいと考えています。

## ▼消防団員等への 出勤報酬創設を

**山崎裕二** 町において、消防団員等の出勤状況（出勤の態様、活動時間など）はここ数年、どのような傾向にあるか。災害以外の出勤はどのくらいの割合を占めているか。

**課長** 本年度を含めた直近5年間の年度あたりの出勤回数は、火災が8〜10回、自然災害による出勤が0〜5回程度、行方不明者の捜索が0〜1回程度となっています。毎年度、火災での出勤が最も多く、最近5年間の出勤のうち、77%を占めています。自然災害での出勤は18%、捜索での出勤は5%です。

**山崎裕二** 府内26市町村で、水災、警戒、訓練などの職務に従事において、年額4千円の費用弁償としているのは、町と南丹市のみである。1回あたりの支給でなく、年額の費用弁償とした理由は。

**課長** 合併当時の協議において、旧3町それぞれ異なっていました。費用弁償の支払方法について、旧瑞穂町の支払方法であった年額3千円とした経過があります。その後、年額4千円に額を改定いたしました。

した。年額支給としてきた理由ですが、年間の団員1人あたりの出勤実績が3〜4回で、1回あたりの出勤手当を1千円とし、年額4千円とした経過があります。

**山崎裕二** 町における訓練等出勤報酬に係る基準財政需要額「標準的な団員等の総数×1回（平均3・5時間）×3500円×年10回」と年額費用弁償総額「年額4千円×団員等の総数」は、また、その差額は。

**課長** 訓練等出勤報酬に係ります基準財政需要額は、標準的な団員等の総数161人に対して、約564万円です。また、年額費用弁償総額は、団員等の総数716人に対して、約286万円です。

したがって、差額は約278万円となります。  
**山崎裕二** 本年度より、消防団員等の出勤手当は出勤報酬となり、普通交付税による措置に加えて、特別交付税による措置の2本立てとなった（通知より）。各交付税で措置する出勤の態様と措置の概要（措置率など）は。

**課長** 災害に係る出勤報酬および費用弁償については、実績額に応じて、特別交付税措置され、措置率は0・8です。また、災害以外に係る出勤報酬および費用弁償につきましては、人口にもとづく標準的な額を普通交付税により措置されることとなっています。

**山崎裕二** 近年、災害が多様化・激甚化するなかで、出勤

手当が費用弁償のままでは、団員等に支給する報酬は階級ごとに一律の年額報酬のみとなる。特別交付税による出勤報酬措置が新たに創設される目的として、どのような背景があったと評価するか。

**課長** 出勤手当が費用弁償のままでは、団員の活動や労苦に応じた報酬体系にならないこと、また、大規模な災害で複数の市町村に被害が生じている場合に、同じ災害に対して出勤しているにもかかわらず、市町村によって出勤手当の額が大きく異なることを避けるために、出勤報酬措置が創設されたものと認識しています。

**山崎裕二** 町特別職報酬等審議会における答申や消防団への意見聴取（ヒアリング）などをふまえた上で、町消防団員の定員、任免、給与、勤務等に関する条例を改正し、費用弁償から報酬での支給となるよう、区分（出勤の態様や活動時間など）を設けるなどし、標準額である1日あたり8千円を基準とした出勤報酬に関する規定を創設すべきではないか。

**町長** 審議会に對し、出勤報酬の支払いに関する事、開始時期に関する事について、諮問を行いました。今後、審議会からの答申の内容をふまえ、団員の出勤報酬の創設の有無、創設する場合の時期を決定し、条例改正などの必要な手続きを行っていきたいと考えています。

## ▼空き家・空き地の 適正管理を

**山崎裕二** 空き家・空き地を良好な状態で保持していくことに関しては、多数が、連絡・指摘後の受動的な対応と見積もるが、町としての総括は。

**課長** 隣接者などから相談を受けたものについて、まず現地を確認し、所有者を調査いたします。そして、文書などにより、適正管理を促しています。特に春先から初秋にかけて、草が繁茂する時期には、かなりの相談があります。適正な土地建物の管理により、良好な環境が保持されるように、引きつづき、対応に努めてまいります。

**山崎裕二** 不良な状態で、空き家・空き地が放置されることへの弊害について、具体的にどのような点が指摘できるか。

**課長** 建物の老朽化に伴い、部材の崩落や小動物の棲み家になってしまふこと、また、庭などの草木の繁茂により、隣地へ侵入したり、廃棄物が不法投棄されやすくなったりすることなどが挙げられます。

**山崎裕二** 放置防止に向けた能動的な対応、例えば、町外への固定資産税納税通知書などの発送時に、啓発文書や除草などの環境整備委託先をまとめた案内チラシなどを同封し、空き家・空き地の適正な管理を促進してはどうか。

**課長** 該当する土地・時期などは限定的ですので、個別に対応することによって、解決

を図っていきたいと考えています。

**山崎裕二** 並行して、例えば、東京都足立区や徳島県松茂町などにおいて、生活環境の保持を目的にした条例にもとづいて、事業展開している空き地の除草作業委託についての調査研究分析などを行い、町民のみなさんの生活環境の保持に根本的に寄与する政策を実施・拡充していくべきでは。

**町長** 土地所有者から草刈りや木の伐採などを請け負う業者の問い合わせがあります。作業の依頼先を紹介しますが、相談に対応しています。引きつづき、土地が適正に管理されるように対応に努めていきたいと考えていますが、いい方法もあるかと思えます。全国の自治体の事例などの研究については、これからも余念なくやっていきたいと思っています。

